さいたま市長11月定例記者会見 平成23年11月4日(金曜日) 午後1時30分開会

○ 進 行 それでは、定刻となりましたので、市長定例記者会見を始めさせていた だきます。

> 記者クラブ幹事社の時事通信社さん、進行のほうをよろしくお願いしま す。

- 時事通信 1 1月の幹事社を務めます時事通信です。よろしくお願いいたします。 それでは、本日の記者会見内容につきまして、市長から説明をお願いい たします。
- 市 長 まず、議題に入る前に1つ楽しいお知らせがございます。早いもので、もう11月になり、この1日には来年の年賀状の販売も始まりました。来年は、たつ年です。たつと言えば竜、竜と言えば、もちろんさいたま市では又ゥです。来年は、ヌゥが生まれてから最初のたつ年ということになります。さいたま市では、たつ年をヌゥ年と読みかえて、来年を待たずに、今月からヌゥに活躍をしてもらう予定でおります。ヌゥの絵柄の年賀状を発売したり、ヌゥに市内を散歩してもらったり、ヌゥのつぶやきを公開したりなどなど現在さまざまなヌゥの活動企画をしております。そして、さいたま市から全国にヌゥの元気を発信し、新しい年を明るいよい年にしていきたいというふうに思っております。

ヌゥは、今月から市内のあちらこちらに出没する予定です。市民の皆さんもヌゥを見かけたら、気軽に声をかけていただきたいと思います。子供たちに喜んでもらうだけでなく、大人の皆さんにも楽しんでもらいたいと思います。

ヌゥ散歩につきましては、既にお知らせしたとおりですが、その他ヌゥ の活動は詳細が決まり次第お知らせをさせていただきたいというふうに思 います。

市長発表

議題:友好都市提携30周年記念中国・鄭州市訪問

それでは、議題の説明に入ります。本日は、中華人民共和国河南省鄭州

市との友好都市提携30周年記念訪問事業について説明をいたします。

鄭州市とは、昭和56年10月12日、旧浦和市が友好都市となり、本年でちょうど30周年を迎えることから、記念事業として11月16日から19日までの4日間の日程で、鄭州市を表敬訪問いたします。

メンバーは、私と経済局長ほか、計4名で参ります。また、別に市議会議員団8名、市民訪問団20名が訪中し、合計32名が鄭州市での公式行事に一緒に参加をする予定となっております。

主な行事予定ですが、これまでの交流事業の確認とさらなる絆を確認を するために、呉天君鄭州市代理市長と会見をしまして、今後の友好関係の 方向性についての覚書を取り交わしたいと考えております。

また、鄭州市人民政府が創設をいたしました大学の一つであります全日制総合大学の中洲(チョンチョウ)大学におきまして、私からさいたま市の紹介や魅力をPRするとともに、今後の両市の交流などについて在学生に講演を行ってまいります。

翌18日には、昨年来市していただきました登封市の人民政府を表敬訪問する予定としております。

今回は、都市開発や文化、歴史についても視察をしたいと考えており、その一環として中華人民共和国の内陸部の中でも発展著しい鄭州市の東に位置する鄭東新区を見てまいりたいと考えております。このプロジェクトは、総面積150平方キロメートルに人口150万人規模の新都市を建設する計画で、その国際設計コンペに日本の設計家、故黒川紀章氏が最優秀設計として選ばれ、2015年の完成を目指して開発が進められている地区でございます。

鄭州市は、黄河文明発祥の地と言われ、およそ3,600年前の城壁など、殷代の遺跡を持つ歴史深いまちです。短い期間でありますが、中国の悠久の歴史と著しい発展を垣間見るよい機会にしたいと思います。

私からの説明は以上です。

○ 時事通信 市長からの説明について質問をお願いいたします。

各社よろしいでしょうか。

それでは、幹事社質問させていただきます。質問は4つあります。まとめて行いますので、よろしくお願いいたします。

幹事社質問

- ・市人事委員会勧告の取扱い等について
- ・(仮称)岩槻人形会館に係る地元4団体との会合について
- ・市のキャッチフレーズの感想について
- ・県と市の二重行政とその解消の考えについて

まず、1つ目です。政府が国家公務員の給与について、人事院勧告の実施の見送りを決定しました。また、民主党の前原政調会長は、地方公務員に対しても削減努力を求めるよう発言しています。国の動きを受け、市として人事委員会勧告をどのように取り扱われるのかお聞かせください。また、市独自の給与削減など行われるお考えがあるのか教えてください。

2番目です。岩槻人形会館について、10月中にも4団体との会合を持つとおっしゃられていましたが、会合は開催されたのでしょうか。開催されたのであれば、いつ行い、どのような話し合いが持たれたのかお聞かせください。もし開かれていないのであれば、なぜ開いていないのか、理由を教えてください。

3番目です。10周年記念式典で、市のキャッチフレーズが、「のびのびシティ さいたま市」に決定しました。式典でもご感想をおっしゃられていましたが、改めてキャッチフレーズの感想をお聞かせください。

4番目です。横浜市など7政令指定都市による特別自治市構想の研究会が31日に設置されました。市長も前々から特別自治市を進めていくお考えをお持ちです。都道府県からの権限移譲を進め、二重行政の解消につなげていく特別自治市ですが、埼玉県とさいたま市において起きている二重行政の問題点や弊害を具体的にお聞かせください。また、市長はどのように解消していくお考えなのかお話しください。

以上です。

○ 市 長 それでは、幹事社質問に順次お答えをしていきたいというふうに思います。

まず、人事院勧告の関係の質問でございますが、さる10月の25日に、 さいたま市人事委員会から地方公務員法に基づく市職員の給与等に関する

報告及び勧告をいただきました。人事委員会で市内50人以上の民間事業所の給与等の調査を行い、本市職員の給与と比較をした結果、給与月額で0.30%、金額にして1,213円、市職員の給与が上回り、またボーナスにつきましては民間事業所とほぼ均衡しているとのことでございました。このため、市職員の給与月額を引き下げ、ボーナスについては改定を見送るよう勧告をいただいているところでございます。

本市としましては、国や他の地方公共団体の動向について注視をしてまいりたいと考えておりますが、基本的にはさいたま市人事委員会からの勧告を尊重し、民間企業の給与水準に準拠した給与改定を行うべきであると考えております。

続きまして、岩槻人形会館の4者との会合の状況ということでお答えを したいと思います。

岩槻地区の4団体から、(仮称)岩槻人形会館の建設に関する要望書が提出されたことに伴いまして、現在所管であります市民・スポーツ文化局で、最初のステップといたしまして、各要望団体の考え方につきまして、それぞれ個別に打診をしたところであります。

そして、各団体では歴史、文化的機能を加えることにつきまして、何を どうするのかなど、詳細について検討が行われている状況でございます。 今後各団体で盛り込む内容などについての考え方や方向性などがまとまっ た段階で、4団体との協議を具体的に進めて、認識が共有化できるように したいと考えております。あわせて、4団体との協議日程やどういうメン バーで、またどのくらいの頻度で行っていくか等について調整をさせてい ただいております。

次に、10周年の記念式典で発表いたしましたキャッチフレーズの感想についてお答えをしたいと思います。「のびのびシティ さいたま市」というキャッチフレーズに決まったわけでありますけども、「のびのび」の一言に、豊かな自然、安心して住める環境とともに、発展、進化していくさいたま市の姿が込められているキャッチフレーズであるというふうに感じております。シンプルでわかりやすく、市民の皆様にも覚えやすいのではないかと思っております。

この「のびのび」という言葉には、"市民がのびのび暮らせる、過ごせる"

といったイメージと、"まちが伸びていく、発展していく"という2つのイメージが重なっているところにもすばらしさがあるというふうに考えています。

また、このキャッチフレーズには、教育、スポーツ・健康長寿、環境などといった市のさまざまな施策推進にも添えることができるような使いやすさも兼ね備えているというふうに考えています。例えば現在市民の皆様が安心して長生きできる地域社会を目指す条例づくりを進めておりますが、のびのびというフレーズは、この条例の理念にも通じる、いわゆる健康長寿が延びるということで、そういった意味での「のびのび」という言葉にも当てはまるというふうに考えております。いずれにいたしましても、今後市民の皆様に長く愛されるものになりますように、あらゆる機会を通じまして、このキャッチフレーズを発信してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、特別自治市に関するご質問についてでございますけれども、特別自治市構想につきましては昨年の政令指定都市市長会で19政令市が一緒になって検討を行うということで合意をし、現在議論を進めているところですが、政令指定都市といっても全国で19市を数えるようになりまして、一口にこの政令指定都市といっても各市が置かれている状況はさまざまな、多様なものになっているという状況がございます。このため、大都市圏の政令指定都市で集まって、特別自治市構想についてもう少し具体的に検討しようということで、横浜市長と川崎市長の呼びかけに応じまして、特別自治市構想の研究会にも参加することとし、先日第1回の会合に出席をしたところでございます。

県と政令市の二重行政につきましては、さいたま市の場合、政令指定都市になってまだ8年ということでございますので、大阪のように府と市の両方に大学があって、病院があって、展示場や工業研究所があって、あるいは信用保証協会や住宅供給公社を持っていてというほど二重にいろんなものがあるということではございませんけれども、やはリー部県営住宅あるいは市営住宅というような部分、あるいはいろんな施設ということでは二重になっている部分もあるのではないかと考えております。

また、例えば同じ子供に対する行政では保育所は市が担当しております

が、幼稚園は県が担当しているとかですね、小中学校は市立の学校でありますが、当然市が運営をして、先生の人事も市で行っておりますけども、 先生の給与は県が払っていて、定数も県で決めているというような状況になっているため、市で一体的に施策を進めていくのにハードルがあったりもしております。

また、医療の関係では、さいたま市は休日、夜間の小児救急体制の構築など医療提供体制の整備につきまして、市の医師会などの関係機関と連携して取り組んでおりますが、地域医療計画を策定して、病床の許可を行うのは県ということになっております。

それから、社会資本整備の関係では、市内の道路は県道も含めて市で一元的に管理をしておりますけれども、水の関係では同じく雨水を処理するのでも下水道は市で管理をしていて、河川になると県が管理をしているということで、調整しながらやっているものの、うまくいっていないという面もございます。

また、まちづくりとか道路整備を市で進めていても、例えばまちづくりが進んで住民が増えたのに、交番をつくってほしいとか、あるいは信号機を設置してほしいということがあってもですね、県に要望していかなければならないというような状況もございます。

こうした状況は、どの政令指定都市でも抱えている問題ということで、 政令指定都市市長会では、この特別自治市構想を進めていこうということ になったわけでありますけども、去る9月に設置をされた国の第30次地 方制度調査会では、総理の諮問事項の一つとして大都市制度のあり方も検 討対象となりました。このため、政令指定都市市長会や政令指定都市7市 による共同研究会での検討を進めながら、地方制度調査会の議論の中で、 この政令指定都市の意見が反映されるように取り組んでまいりたいと考え ております。

また、この特別自治市ですが、二重行政というような部分の解消ということもございますけども、ほかにも、基本的には私たち考えておりますのは、基礎自治体優先の原則ということで、市民にできるだけ身近な自治体が優先されて仕事を行っていくと。そういった基礎自治体ができない分野について補完性の原則ということで、広域自治体が仕事を行っていく。国

は、国として行うべき仕事だけをやるという、そういった役割分担ができることがいいのではないかということが一つと、今後この大都市制度のあり方というものが国の成長にもですね、大きく寄与するのではないか。大都市がこの成長のエンジンになるということを私たちとしては考えておりまして、この特別自治市が今の政令指定都市制度よりもですね、さらにそういった権限、それから財源を持つことによって、さらにその都市だけではなくて、周辺の都市であったり、あるいは日本全体の成長のエンジン、あるいは全体を引っ張っていく、そんな役割を果たしていけるのではないかというようなことで、この特別自治市については研究を進めさせていただいているというところでございます。

以上です。

関連質問

- 時事通信 人勧なんですけども、国の動きに対して市長はどのようにお考えでしょ うか、その人勧をけってしまうことに対しては。
- 市 長 現状は、まだ、国は法案を通してというような、国家公務員の制度を変えようということで、法案は出ているわけですけども、まだそれが成立をされておりませんし、また十分な審議も行われていないというような状況の中でね、そういったものが整備されていない中でやられるということがどうなんだろうかというふうに感じています。
- 時事通信 岩槻人形会館のほうなんですが、今日程は調整中ということですけども、 何月中にとか。
- 市 長 できるだけ私たちとしては早くやりたいというふうに思っておりますけども、11月中には何らかの形で1回目の会合をね、行わせていただければというふうには思っておりますけども、その辺、引き続き各団体のほうに調整をさせていただきたいというふうに思っています。
- 時事通信 幹事社質問について各社お願いいたします。
- ○日本経済新聞 日経ですけども、人形会館のところでちょっと確認なんですけれども、 会合を持つというのは4団体とまとめてということですか、個別でそれぞ れ会うということですか。
- 市 長 できれば4団体一緒にね、というふうには思っておりますが、今、個別のそれぞれの団体にそういったお話をさせていただいていますので、今後

それぞれの団体の意向も踏まえながら対応していこうと思っていますが、 基本は4団体で集まっていただいて、ご意見をね、何度か、1回というこ とになると十分に考えていることも言えないというようなことも出てくる かと思いますので、できたら複数回、そういった会合を設けてお話をでき ればというふうには思っています。

- 埼玉新聞 関連なんですが、埼玉新聞ですけども、ここまでですね、その人形会館について、その会合など検討が遅れてくるとですね、年内着工、もしくは年度内着工というのは事実上延期の方向になってきているんでしょうか。
- 市 長 そうですね、スケジュール的にはかなり厳しいものになるんではないかというふうには考えていますけど、いずれにしても要望団体との話をしっかりとした上でないとですね、どういう状況になるかということがまだ、ちょっとまだ判断するには判断しにくいというところがあります。
- 時事通信 ほかよろしいでしょうか。
- 埼玉新聞 指定都市関係なんですけれども、二重行政を是正していくということで、さまざまな課題挙げられていましたが、1点は、これ全国的に県と政令指定都市のあり方ということでさまざまな課題が挙がっていると思うんですけども、まず大阪では一番それが顕著にあらわれていて、大阪都構想ということも提案されていますが、それについて市長のご意見を伺いたいということと、あともう一点がですね、今後ですね、政令市として特別自治市として権限が強まっていくと、県の中にもう一つ県があるかのような並列して行政が行われていく形になると思います。そうすると、このエリア、埼玉県のエリアとしてさまざまな統計数字とかですね、ほかにも県と連携してやっていかなきゃいけない課題が増えてくると思うんですよ。それで、その一部の識者から、県と政令市の連絡協議会なものを構造的につくってやっていかないと、なかなか行政を同じ地域でですね、密接連携してやっていくのは難しくなってくるんじゃないかって指摘も出されていますが、その辺あたりについては市長はどうお考えでしょうか。
- 市 長 まず、大阪都構想についてでございますけれども、1つは、大阪府の場合、これ大阪府と大阪市とのエリアの二重行政的な側面というのが結構あるというふうに私たちも思っています。そういう意味では、県もやっていて、市もやって、県も県の施設あるいは機能を大阪市内に持っていて、大

阪市も同じようなやつを大阪市内に持っていてというようなものが幾つかあるんではないかというふうに思っておりますので、こういった大阪都構想というようなね、いろんな議論が出てきているんだろうというふうに思っておりますけども、ただ私たちとしては、基本的に、政令市もですね、それぞれの政令市によって県と政令市との関係だとか、あるいはそのエリア内での政令市の置かれている状況とか、いろいろ違いがあります。ですから、今大都市制度のあり方の検討委員会、これ政令指定都市の中でやっているものについてもですね、やはり皆さん、一律、特別自治市というものに収れんをしてやっていこうというよりはですね、それぞれの地域の実情に合った形で、最終的にいろんなアレンジがされてくるものではないだろうかというふうな認識を持っているんではないかと思っています。

そういう意味では、2問目のご質問にも通じるわけでありますけども、 当然その自治体によって、政令市の中でも完全な今提案している特別自治 市のようにですね、そのエリア内の県の権限をすべて持って実施ができる という政令市もあるでしょうし、あるいは政令市によってはそういったこ とができずに、部分的にその県と連携をしたり、あるいは一部分、県にそ の仕事をやっていただくようなことも当然出てくるだろうと思います。そ の部分については、県と調整をして、一部その財源をきちっと埋め合わせ るといいますかね、対応するというようなことなどによって解決ができる んではないかというふうに思っております。

また、基本的には特別自治市になっても県との連携というのはですね、 その都市の区域外と連携する部分も当然出てきますので、当然、特別自治 市になったら県と連携が全くなくなるということではないというふうに思 っていますけど。

- ○日本経済新聞
- 関連してなんですけども、大阪府と大阪市がいろいろなところで対立が 露呈をして、いろいろ報道なんかでも取り上げられるような状況になって いると思うんですけど、今埼玉県とさいたま市の関係というのはどうなん でしょうか、市長として、うまくいっているというふうに認識されていら っしゃいますか。
- 市 長 ほかの市がどういう状況かちょっとはっきりわかりませんけども、比較 的さいたま市と埼玉県は現状ではうまくいっているんではないかというふ

うに認識はしています。

ただ、先ほども申し上げましたように、やはり基礎自治体優先の原則といいますかね、やっぱり地域住民の皆さんからすると、あったほうがいい機能が必ずしも基礎自治体のほうに十分でないということもございますので、私たちとしては特別自治市ということができることによって、より市民の、住民の皆さんへの行政サービスが素早く、あるいはより充実した形でね、提供ができるんではないか、このように考えています。

○日本経済新聞

例えば新都心開発なんかでは、8 1 A街区については、あれは県が大部分の土地の権利を持っていて、実際やっぱり県が主導して何をつくるかというのを決めたというような形になったと思うんですけれども、そういうまちづくりの部分なんかで、まだやっぱり市のほうが力を十分発揮できていないというような部分はお感じになっていらっしゃいますかね。

- 〇 市 長
- 8 1 A についてはですね、これまでも県とURとさいたま市とで検討委員会をずっと進めてきてございますので、そういう意味では今回の決定もですね、それは県のほうのご提案もございましたけれども、その検討委員会の中で検討して決まった結果というふうに認識をしておりますので、県が一方的にとかということではないというふうに思っていますけども。
- ○日本経済新聞

できることであれば、もう少しまちづくりなんかに関しても、市独自の 判断で進めていきたいというような思いというのはあるんでしょうか、そ れとも例えばああいう新都心みたいな部分に関しては、市だけではないの で、県の意見も、県とすり合わせて進めていくというようなやり方でいい というふうにお考えになっているんですか。

〇 市 長

そうですね。8 1 A について、いわゆる都市計画という視点からの役割は、どちらかというと市のほうにね、あるというふうに思っていますけども、ただその場所にどういう施設をつくるかという視点になりますと、やはり土地を持っているのが県が3割、それでURが6割と、それで市が1割という中での協議会をつくっての話し合いですので、当然都市計画という部分については私たちもはっきりまたいろいろな形で、その役割の中でお話も申し上げておりますし、その具体的な土地の使い方ということになると、やはり地権者の皆さんのね、ご意向というのも当然踏まえて、これはやっていかなくてはいけないだろうというふうに思っておりますので、

それほど大きな課題ということでは、今回の件についてはね、考えておりませんけども、ただ今後ということで言えば、県民全体をターゲットとする施設なのか、あるいは市民を対象としたものなのかによって、ちょっとそのあり方が違ってくるとは思うのですけども、都市計画については、今後のことで言えば極力やっぱり市のほうの大きな意味での考え方ということは十分ご理解をいただきながら、県とも調整をして進めていくということが基本ではないかとは思っています。

〇 時事诵信

ほかよろしいでしょうか。

それでは、幹事社質問以外の質疑応答がありましたらお願いいたします。

その他

被災地のがれきの受け入れについて

〇 東京新聞

昨日あたりから岩手県のですね、がれきの処理が東京都のほうで始まっているかと思うんですが、なかなかほかの広域処理が進んでいない現状がありまして、さいたま市のほうでの検討状況などを教えていただければ。

〇 市 長

さいたま市としてはですね、当初4月の8日の時点で環境省のほうから、 災害廃棄物の広域処理体制の構築の協力の要請及び災害廃棄物の受け入れ 可能量等に係る照会というものがございまして、これに対して本市では受 け入れ可能な災害廃棄物の種類及び量について回答をさせていただきまし た。しかし、受け入れ表明をしたということではございませんで、現時点 では、また具体的な受け入れ要請もございませんでしたので、処理も実施 をしておりません。

また、10月の7日付で東日本大震災により生じた災害廃棄物の受け入れ検討状況調査がございましたので、この調査は4月の8日の調査に対する再調査ということで行われましたけれども、この時にはですね、中間処理としての、いわゆる焼却をしたりするですね、処分だけではなくて、その後の最終処分をしていくことが私たちは求められるわけですけども、その最終処分の部分の受け入れ等について、まだ非常に難しい環境がございますので、現状としては難しいというような回答をしております。

- 〇 東京新聞
- 難しい状況というのは、具体的に何か。
- 〇 市 長
- 最終処分をされた廃棄物ですね、焼却灰等々については、市内のものも ございますけども、市外で受け入れていただいているものもございます。

現状としては、やはり特に市外の受け入れ先について十分なご理解がいた だけていないという状況があると思います。

- 東京新聞 済みません。最初に協力要請があったときに受け入れ可能であると言ったけれども、それは受け入れに手を挙げたことではないというのは、2段階になってやっているんですか。
- 市 長 そうですね。私たちとしては広域処分の必要性、がれきをやっぱり処分をしていかなければいけない必要性というものは私たちも理解をして、協力はできるだけしたいというような思いもなくはないわけですけども、その中で量がどのぐらいかというようなことでありましたので、量について、あるいは中身については回答させていただいたわけですけども、その後放射線の問題など、いろんな課題も出てきている中で、焼却をするということだけではなくて、その後の処分という部分での課題も私たちとしてございまして、それらの課題が、実際に受け入れるとなると極めて難しい環境にあるという状況が現時点でございまして、それらによりまして10月7日の際には、実際に受け入れられるかというと、現時点では受け入れられないというような回答をさせていただいたということでございます。要するにその間は、その要請すらございませんでしたので。
- 東京新聞 環境省のほうからの要請もなかったと。
- 市 長 はい。
- 東京新聞 そこで、受け入れますかという質問があったんで、そこではちょっと難しいと答えたということですね。
- 市 長 ええ、今回の調査で。
- 東京新聞 ほかの自治体のお話などを聞いていますと、住民から反対の声が強いと いうような声もあるんですが、さいたま市で例えば受け入れないでほしい というような市民の声があったりはするんでしょうか。
- 市 長 市長への提案制度などで何人かの市民の皆さんからそういった声はござ います。
- 東京新聞 具体的に放射能が心配だからとか、そういったことでしょうか。
- 市 長 そういうことです。
- 事務局 済みません、補足ですけど、さいたま市が県外へ最終処分するのは、約 半数あります。その半数を受け入れてくれるということを前提に、4月8日

ではお答えさせていただいて、少し余裕、余力があるということで答えたんですけど、その半数が受け入れられないということですと、今回そういった環境が整っていないということで、最終処分場が困窮しているということで難しいというような答えをしております。

- 東京新聞 県外というのは、その周辺の自治体、埼玉県と隣接するような都道府県 なんでしょうか、もうちょっと遠いとこなんですか。
- 市 長 遠いところも。
- 産経新聞 済みません、産経新聞なんですけども、今の質問の関係のちょっと確認なんですけれども、要はそのがれきを受け入れても、処分するスペースが問題ということでいいんですかね、その難しいというのは。
- 市 長 スペースといいますと。
- 産経新聞 その処理場の確保といいますか、量が絶対的に今現状半数を市外に頼っている状態で、ほかの自治体からさらに新たに受け入れるのは、スペースの問題としても難しいということですか、それとも放射線とかの関係で難しいという。
- 市 長 それらも含まれてということですね。
- 産経新聞 放射線の関係とスペースということですか。
- 市 長 その関係としてですね。
- 産経新聞 その放射線に関して、市外で受け入れてもらっているほうの理解が得られないということですか。
- 市 長 そういう部分ですね。
- 産経新聞 済みません、不勉強で恐縮なんですが、市外で受け入れてもらっているというのは、要するにセメントへの転用とか、そういったことを指して市外へ受け入れてもらっているという表現、そういうことですか。
- 市 長 ちょっとじゃ担当から詳しく。
- 産経新聞 市外に受け入れてもらうというのは、それ具体的にどういったことで。
- 事務局 まず、がれき等が入ってきましたら中間処理施設という市内に持っているですね、焼却場等でですね、破砕選別をしたり焼却をしたりします。それに出てくる残渣というのが、最終残渣というものがございまして、それにつきまして市外のほうの最終処分場にお願いしているものがあると、その最終処分場のほうの受け入れ基準の中で、放射性物質、放射能の辺につ

いても地元自治体の取り決めがあるので、そこの中で難しい状況だということでございます。

- 時事通信 ほかありますでしょうか。どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の記者からの質問を終了させていただきます。
- 市 長 ありがとうございました。
- 進 行 以上をもちまして、市長定例記者会見を終了させていただきます。次回の開催は、11月29日火曜日、13時半からを予定しておりますので、よろしくお願いします。本日はどうもありがとうございました。

午後2時08分閉会

この議事録は、明らかな言い直し、重複した言葉遣いなどを読み易く整理したものを掲載しています。なお、会見後訂正された文言等については「会見後訂正」とし、下線を付しています。